

## 電気自動車を3年間無償で貸与

日産自動車(株)の「EVをもっと身近に!プロジェクト/電気自動車活用事例創発事業」の一環で電気自動車「e-NV200」が、町へ3年間無償で貸与されました。

電気自動車の静寂性や給電機能を備えた「e-NV200」は職員の移動手段で使用したり、また災害時の蓄電池として活用したりするなど、環境・防災事業で有効に活用していきます。



## 千葉県理容生活衛生同業組合山武支部と災害協定を締結



災害時に理容ボランティアを実施し、避難者の生活衛生の向上を図るため、2月12日、千葉県理容生活衛生同業組合山武支部と「災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定」を締結しました。

## 合併浄化槽の設置・維持管理・補助制度

### 設置と維持管理

#### ●浄化槽を設置する前に下表の届出などが必要です

建築確認を伴う浄化槽の設置	建築確認審査機関等へ提出する書類に必要書類が含まれています。
建築確認を伴わない浄化槽の設置	工事着工予定日の12日以上前に設置届等を山武地域振興事務所へ提出
浄化槽使用開始報告書	使用開始後30日以内に山武地域振興事務所へ提出または郵送
浄化槽使用廃止届	廃止後30日以内に山武地域振興事務所へ提出または郵送
浄化槽管理者変更報告書	管理者(持ち主)が変わってから30日以内に山武地域振興事務所へ提出または郵送

#### ●設置工事は専門業者に依頼してください

県に登録のある業者または届出をしている業者に依頼してください。

#### ●浄化槽の機能を維持し、悪臭や水質汚濁を防ぐため次のことを行ってください

- ・保守点検 県に登録のある業者に依頼し、作成された保守点検記録票は3年間保存してください。
- ・定期清掃 許可を受けた業者へ依頼し、年1回以上の清掃をしてください。
- ・法定点検 浄化槽の機能が維持されていることを(公社)千葉県浄化槽センターが検査します。浄化槽の使用開始後3ヶ月から8ヶ月の間に1回、その後は毎年検査を受けなければなりません。

### 補助制度

町では公共水域の水質保全のため、既存の単独(し尿)浄化槽や汲み取り便槽から、合併処理浄化槽への転換を実施する場合に、予算の範囲内で補助金を交付しています。

#### 補助金限度額

区分	単独(し尿)浄化槽から合併浄化槽に転換	汲み取り便槽から合併浄化槽に転換
5人槽	512,000円	432,000円
6・7人槽	594,000円	514,000円
8~10人槽	728,000円	648,000円

#### 注 意

- ・補助金の交付を希望するときは、工事を始める前(計画段階)にご相談ください。
- ・既に工事を始めているときは、対象となりません。
- ・建物の新築で設置する場合や、建て替えに伴う汲み取り便槽からの転換の場合は、対象となりません。
- ・販売目的・別荘などは、対象となりません。